

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	18	府省庁名	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める国際物流拠点産業集積地域において、法人税及び所得税の特例措置の拡充が認められた場合に、税制上の特例措置の拡充を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①国際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>②国際物流拠点産業集積地域で、対象事業に「航空機整備業」の追加が認められた場合、事業所税を軽減。</p>			
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項、地方税法附則第33条第4項</p>			
減収見込額	[初年度]	▲20（0）	[平年度]	▲20（0）
	[改正増減収額]	▲101		（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。 このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>（2）施策の必要性 沖縄では、急速に成長する中国、インド、ASEAN等のアジア諸国の中心に位置する地理的優位性を活かし、沖縄の国際物流拠点化、国際物流拠点産業の新たなリーディング産業への育成等を実現すべく、国際物流拠点産業集積地域を中心に様々な取組を進めている。 その結果、近年では、2009年10月に開始された国際貨物ハブ事業等の成果もあり、那覇空港の国際貨物取扱量が成田空港、関西空港、羽田空港に次ぐ規模となっている他、那覇空港や那覇港湾、中城湾港周辺に製造業・物流等の企業が集積し始めるなど、沖縄の国際物流拠点化は着実に進展している。 他方で、国際物流ハブとしての沖縄の価値が高まるにつれ、国際物流ハブを活用して新たな事業を始めたい等の企業ニーズが出始めており、また、立地企業の業種や規模も多様になってきていることから、国際物流拠点産業集積地域においても、こうした変化への対応が求められているところ。 そのため、今般、国際物流拠点産業集積地域について所要の拡充措置を講じることにより、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。</p>			
本要望に対応する縮減案				

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策：11「沖縄政策の推進」 施策：①「沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進」
	政策の達成目標	・我が国及びアジア経済の発展への貢献を通じた国際物流拠点の形成 ・国際物流拠点産業のリーディング産業への育成
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする。 ※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）の目標値を用いることとする。
	政策目標の達成状況	（平成24年度実績） ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）：50社 ・国際物流拠点産業の雇用者数：699人 ※平成20年度時点ではそれぞれ39社、627人。
有効性	要望の措置の適用見込み	・平年度、所得控除53百万円、投資税額控除17百万円程度の適用を見込む。 ・事業所税については、平成26年度で8.5百万円の適用を見込む。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置においては、設備投資の対象資産として機械・装置、建物等の幅広い資産を認める一方、その適用地域・事業等については、沖縄における国際物流拠点産業の集積等に資するものに限定している。これにより、事業者の自主性・経営判断を尊重しつつ、一定の地域・投資へのインセンティブを与えることが出来るため、国際物流拠点産業の集積・発展等の目標を達成する手段として有効と考えられる。 なお、沖縄県が平成24年7月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の66%が「税の優遇制度」と回答している。従って、今後、税制措置等をより効果的なものとする事で、こうした企業の立地も促進できると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・法人税及び所得税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ・貿易手続きの簡素化（1）国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 （2）関税の課税物件の確定に関する特例措置 保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模等も多様である。これら多種多様な企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことが出来る税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。 また、本地域制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	(過去3年間の適用実績)				
			H22年度	H23年度	H24年度
	所得控除	適用件数	2件	0件	1件
		控除額	3,184千円	0円	16,111千円
	投資税額控除	適用件数	3件	3件	1件
		控除額	5,532千円	7,109千円	11,505千円
	特別償却	適用件数	0件	0件	0件
		償却額	0千円	0千円	0千円
	事業所税	適用件数	0件	0件	0件
		免除額	0千円	0千円	0千円
(沖縄県による企業アンケート調査より)					
※平成23年度までは本制度の前身である「自由貿易地域及び特別自由貿易地域」の実績値。					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>・法人住民税 1,078 千円、事業税 —</p>				
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>前身の自由貿易地域及び特別自由貿易地域を含め、租税特別措置の適用実績は、平成22年度から平成24年度までの3年間で所得控除 19,295 千円、投資税額控除 24,146 千円となっており、この間、新規立地企業数（累計）が40社から50社、雇用者数が653人から699人へ増加していることから、国際物流拠点産業集積地域への企業立地の促進において、租税特別措置には一定程度の効果があったと推察される。</p>				
前回要望時の達成目標	概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額50億円、雇用数500人の創出を目指す。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>前回要望時（平成23年度）の最新データである平成22年度実績では、新規立地企業数（累計）が40社、雇用者数が653人であったが、平成24年度にはそれぞれ50社、699人まで増加しており、一定の進展が見られる。しかしながら、目標達成に向けては、引き続き企業立地や雇用創出等の促進が必要な状況。</p>				
これまでの要望経緯	<p>○平成10年度</p> <p>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 創設</p> <p>○平成14年度</p> <p>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</p> <p>○平成19年度</p> <p>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</p> <p>○平成24年度</p> <p>・国際物流拠点産業集積地域 創設</p> <p>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止</p>				
ページ	18—3				